

## 日常生活用具対象品目

種目	品目	用具の性能	対象要件	耐用年数(年)
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上の者	8
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害1級で、18歳以上の者(常時介護を要する者に限る。)	5
	特殊マット	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の等級が2級以上で、3歳以上の者	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)で、学齢児以上の者	5
	入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で、3歳以上の者	5
	体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着の交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で、学齢児以上の者	5
	移動用リフト	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上の者	4
	訓練いす	原則として付属のテーブルが付いたもの	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の等級が2級以上で、3歳以上の者	5
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の等級が2級以上で、学齢児以上の者	8
自立生活支 援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする3歳以上の者	8
	便器	障害児・者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者	8

## 日常生活用具対象品目

種目	品目	用具の性能	対象要件	耐用年数(年)
	頭部保護帽	スポンジ、革及びプラスチックを主材料として、ヘルメット型に製作されており、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上で、学齢児以上の者	3
	歩行補助つえ	主体が木材、外装がニス塗装のもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者	3
		主体が軽金属、外装が塗装なしのもの		
	移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助性能を有するもの。ただし設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害児者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする	8
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害2級以上で学齢児以上の者	8
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の等級が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の障害の程度が2級以上で火災発生の感知及び著しく困難な3歳以上の者に限る。(単身の世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	8
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	上記に同じ	8
	電磁調理器	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度の者及び視覚障害2級以上で、18歳以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の学齢児以上の者	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級以上で18歳以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められるものに限る。)	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者	5

## 日常生活用具対象品目

種目	品目	用具の性能	対象要件	耐用年数(年)	
	ネブライザー	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる学齢児以上の者	5	
	電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	5	
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	10	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で学齢児以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	5	
	盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で18歳以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	5	
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	5	
	情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータに接続する周辺装置及びコンピュータプログラム等のアプリケーションソフト(基本OSソフト除く。)	視覚又は上肢機能障害2級以上の学齢児以上の者	6	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上又は原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者であって、必要と認められる18歳以上の者	6	
	点字器	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	視覚障害児・者が必要と認められる者	標準型	7
				携帯用	5
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者(本人が就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。)	5	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	6		

# 日常生活用具対象品目

種目	品目	用具の性能	対象要件	耐用年数(年)																			
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	6																			
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出させるもの	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	8																			
	盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で18歳以上の者。音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。	10																			
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	5																			
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6																			
	人工 <sup>こう</sup> 喉頭	笛式については、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式については、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	喉頭を摘出した障害児・者(児童の場合は、原則として3歳以上。)。ただし、電動式人工喉頭については、職業上又は学校教育上、真に必要なものに限る。	笛式	4																		
				電動式	5																		
	人工 <sup>こう</sup> 喉頭修理	<table border="0"> <tr><td>気管カニューレ交換</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>充電器交換</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>振動板交換</td><td>9,000</td></tr> <tr><td>スナップリード線交換</td><td>50</td></tr> <tr><td>プリント板交換</td><td>14,600</td></tr> <tr><td>スイッチ交換</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>電気接点交換</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>振動スプリング交換</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>押ボタンスプリング交換</td><td>1,650</td></tr> </table>	気管カニューレ交換	3,150	充電器交換	1,600	振動板交換	9,000	スナップリード線交換	50	プリント板交換	14,600	スイッチ交換	1,100	電気接点交換	4,500	振動スプリング交換	1,650	押ボタンスプリング交換	1,650		/	
気管カニューレ交換	3,150																						
充電器交換	1,600																						
振動板交換	9,000																						
スナップリード線交換	50																						
プリント板交換	14,600																						
スイッチ交換	1,100																						
電気接点交換	4,500																						
振動スプリング交換	1,650																						
押ボタンスプリング交換	1,650																						
	点字図書(者・児)	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	-																			

# 日常生活用具対象品目

種目	品目	用具の性能		対象要件	耐用年数(年)
排泄管理 支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	腸管の切除又は膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている障害児者	-
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、尿処理用のキャップ付とする。主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの		
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもので、主材はラテックス製又はゴム製のもの		脊髄損傷等による排尿障害のため、排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする障害児・者	1
	収尿器修理	サポーター交換 ゴムバンド付収尿瓶交換 ゴム管及びつなぎ管付収尿 ゴム袋交換	4,000 3,900 1,950		
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の身体障害児・者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。)	-